

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第95号

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第17条第2項第1号中「350分の1」を「270分の1に相当する額」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の70」に改める。

第18条を削る。

第19条中「前条」を「第15条」に、「**、** 出動手当、災害待機手当及び隔日勤務手当」を「**及び**出動手当」に改め、同条を第18条とする。

第20条を第19条とし、第21条から第23条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則第17条の規定は、令和3年4月1日午前8時30分以後に支給すべき事由が生じた手当について適用し、同時刻前に支給すべき事由が生じた手当については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 令和3年3月31日午後10時から同年4月1日午前5時までの間にこの規則による改正前の京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則第18条第1項に規定する夜間特殊業務に従事した職員には、同項に規定する変則勤務手当を支給する。

(消防局総務部人事課)